

虐待の防止のための指針

(改定日：令和5年7月1日)

虐待の防止のための指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者複合施設ライムライト:特定施設/短期入所/通所介護事業所（以下「当事業所」という。）は、利用者一人ひとりの尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、身体的拘束や虐待を絶対に容認しません。当事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（介護等放棄）、経済的虐待、性的虐待の5つの虐待を定義し、全従業員が虐待防止に関する意識を高め、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に組織全体で取り組みます。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所は、虐待の防止および早期発見、発生時の迅速な対応のため、「虐待防止検討委員会」を設置します。

（1）組織体制

管理者を長（責任者）とし、各部署や職種の代表等からなる「別紙1：虐待防止委員（担当者）一覧」を作成し、施設内の責任体制を明確にします。

（2）委員会の開催

委員会は定期的に開催するほか、虐待事案の発生時や重大な苦情・相談が寄せられた際など、必要な場合に随時開催します。

（3）委員会の役割

虐待防止に関する啓発、研修の企画、虐待事案（疑いを含む）の事実確認と対応策の検討、再発防止策の策定、および介護/看護方法や接遇及び本指針の見直し等を行います。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所は、全従業員に対して虐待防止に関する正しい知識と意識の啓発を図るため、以下の通り研修を実施します。

（1）定期研修の実施

虐待の防止のための従業員に対する研修を、年1回以上定期的に実施します。

（2）新規採用時の研修

新規採用職員に対しては、採用時に虐待防止に関する基礎的な研修を実施します。

（3）記録の保管

研修の実施内容、日時、参加者等の記録を作成し、適切に保管します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等（疑いを含む）が発生した場合、または発見した場合は、以下の通り迅速かつ適切に対応します。

（1）利用者の安全確保

最優先で利用者の安全と安心を確保し、必要に応じて医療機関等の受診や一時的な保護（分離）を行います。

（2）事実関係の確認

管理者を長とする虐待防止検討委員会等を中心に、関係者から速やかに事実関係のヒアリングや調査を行います。

（３）関係機関への報告と連携

事実関係の確認後（または緊急時は直ちに）、行政機関の担当窓口や地域包括支援センターへ報告し、その指示を仰ぐとともに、家族等へも速やかに報告・説明を行います。

５．虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

（１）相談・報告窓口の設置

事業所内に虐待に関する相談・報告窓口を設置し、担当者（別紙２：虐待等に関する相談・報告窓口）を定めます。利用者や家族等からの相談、および従業員からの報告を広く受け付けます。

（２）行政機関への通報義務

従業員は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに事業所の責任者へ報告するとともに、行政機関窓口へ通報する義務を負います。

（３）通報者の保護

虐待の報告や通報を行った従業員に対し、そのことを理由とした解雇、減給、その他不利益な取り扱いを一切行いません。

６．成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者の人権や財産を保護し、経済的虐待等を未然に防ぐため、成年後見制度の活用が有効と判断される利用者に対しては、以下の支援を行います。

（１）制度の周知と情報提供

利用者およびその家族等に対して、成年後見制度の趣旨や利用方法について適切な情報提供を行います。

（２）関係機関との連携

必要に応じて、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、制度利用に向けた手続きの支援を行います。

７．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に関する苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ誠実に対応します。

（１）苦情受付窓口の明示

苦情受付担当者および責任者を明確にし、事業所内への掲示や重要事項説明書等で周知します。

（２）苦情への対応

寄せられた苦情等については、虐待防止検討委員会等で内容を精査し、虐待の芽を摘むための改善策を講じます。また、解決が困難な場合は、行政機関や国民健康保険団体連合会、第三者委員等の苦情解決機関を案内します。

８．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者やその家族、および従業員がいつでも確認できるよう、事業所内の見やすい場所に備え付るとともに、高齢者複合施設ライムライトのホームページ等においても公開し、透明性の確保に努めます。※公式ウェブサイト：<https://limelight.zuishou.net/>

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（１）風通しの良い職場づくり

虐待の背景にある従業員のストレスや業務負担を軽減するため、業務の効率化や相談しやすい職場環境（風通しの良い職場づくり）の整備に努めます。

（２）指針の見直し

社会情勢の変化や関連法令の改正、または事業所内での事例検討等を踏まえ、定期的に本指針や関連マニュアルの見直しを行います。

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

虐待防止委員（担当者）一覧

役割	役職	氏名	所属	主要資格
委員長	管理者	小川 智生		
副委員長	主任	富田 真紀	ショートステイ	准看護師
委員	副主任	小山 嗣人	特定施設	介護支援専門員
	副主任	山下 大輔	ショートステイ	介護支援専門員
	副主任	砂川 恵美子	デイサービス	介護福祉士
	副主任	岡田 一也	ショートステイ	介護福祉士
	リーダー	中西 祥子	特定施設	介護支援専門員
	リーダー	佐々木満理奈	ショートステイ	社会福祉士
	リーダー	小西 千景	特定施設	介護福祉士
	リーダー	藤井 佐世子	特定施設	介護福祉士
	リーダー	野網 聖恵	特定施設	介護福祉士
	リーダー	和田 一憲	ショートステイ	介護福祉士
		阿佐 美奈	特定施設	准看護師
		岡田 瑠奈	ショートステイ	管理栄養士

※委員長は高齢者複合施設ライムライトの管理者とする

※副委員長は高齢者複合施設ライムライトの主任とする

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

附則

本指針は、令和7年4月1日より施行する。

附則

本指針は、令和8年4月1日より施行する。

虐待等に関する相談・報告窓口

役職	氏名	対応内容
管理者	小川 智生	苦情全般
主任	富田 真紀	医療/看護に関すること
副主任	小山 嗣人	相談支援に関すること（特定施設）
副主任	山下 大輔	相談支援に関すること（ショートステイ）
リーダー	小西 千景	介護に関すること（特定施設）
副主任	岡田 一也	介護に関すること（ショートステイ）
副主任	砂川 恵美子	介護に関すること（デイサービス）
	岡田 瑠奈	食事に関すること

◆相談窓口：高齢者複合施設ライムライト 事務所受付

- 対応時間は8:00～17:30となっております。
- 365日いずれからの事務職員が待機しておりますので、上記担当者が不在の場合でも、相談内容をお聞きし管理者に報告のうえ、迅速に対応させていただきます。

◆電話受付：高齢者複合施設ライムライト ☎ 087(894)8341

- 対応時間は8:00～17:30となっております。
- 上記時間以外は夜勤者のみ在中のため、急を要する場合以外は上記時間内にお問い合わせいただければと思います。
- 365日いずれからの事務職員が待機しておりますので、上記担当者が不在の場合でも、相談内容をお聞きし管理者に報告のうえ、迅速に対応させていただきます。

◆虐待等（疑い）の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応させていただくとともに、相談された方のご希望に沿う形で、個人情報の取扱を含め対応させていただきます。

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

附則

本指針は、令和7年4月1日より施行する。

附則

本指針は、令和8年4月1日より施行する。